三　蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの

四　ＪＩＳＺ八七二六（一九九〇）に規定する平均演色評価数が九〇以上のもの

五　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色（以下「昼光色等」という。）以外の光だけを発するもの並びに調色の過程においてのみ昼光色等を発するもの

六　四〇形未満の直管形蛍光ランプを使用する蛍光灯器具又は同等の寸法のエル・イー・ディー・電灯器具であつて、壁掛け形又は施設用つり下げ形若しくは直付け形のもの

七　規制等により安全や光環境を担保するための配光制御を必要とする構造のもの

八　ＪＩＳＣ八一一二（二〇一四）の対象となるエル・イー・ディー・卓上スタンド又は蛍光灯卓上スタンド

3～7　［略］

8　令第十八条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの

イ～ハ　［略］

ニ　ＪＩＳＢ八六三〇（二〇〇九）の対象となるもの以外のもの

ロ　光束を調節する機能を有するもの

ハ　昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するもの

ニ　鶏舎用に設計されたもの

ホ　蛍光ランプが分離できるもの

十　蛍光ランプを保護するためのグローブが透明なもの　［新設］

［新設］

3～7　［略］

8　令第十八条第十号の経済産業省令で定める電気冷蔵庫は、次に掲げるものとする。

一　［略］

二　家庭用以外のもののうち、次に掲げるもの

イ～ハ　［略］

ニ　ＪＩＳ（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項の日本工業規格をいう。以下同じ。）Ｂ八六三〇（二〇〇九）の対象となるもの以外のもの

ホ～ヲ　［略］

9～25　［略］

26　令第十八条第二十八号の経済産業省令で定める電球は、次に掲げるものとする。

一　ＪＩＳＣ七五〇一（二〇一一）の対象となるもの以外の白熱電球

二　ＪＩＳＣ七六五一（二〇一〇）の対象となるもの以外の蛍光ランプ

三　ＪＩＳＣ八一五八（二〇一七）の対象ではないエル・イー・ディー・ランプであつて、ＪＩＳＣ七七〇九―一（二〇一八）に規定する口金がＥ一七以外のもの　［新設］

四　ＪＩＳＣ七六〇四（二〇〇六）の対象となる高圧水銀ランプ　［新設］

五　振動又は衝撃に耐えることを主目的として設計されたもの　［新設］

六　高温若しくは高湿又は低温の場所で使用することを主目的として設計されたもの　［新設］

七　防滴構造を有するもの　［新設］

八　光束を調整する機能を有するもの　［新設］

九　ＪＩＳＺ八七二六（一九九〇）に規定する平均演色評価数が九〇以上の蛍光ランプ又はエル・イー・ディー・ランプ　［新設］

十　昼光色等以外の光だけを発するもの又は調色の過程においてのみ昼光色等を発するもの　［新設］

十一　反射鏡を有する構造のもの　［新設］

十二　植物の育成用として設計されたもの　［新設］

十三　熱源用として設計されたもの　［新設］

27　［略］

ホ～ヲ　［略］

9～25　［略］

26　令第十八条第二十八号の経済産業省令で定めるエル・イー・ディー・ランプは、次に掲げるものとする。

一　ＪＩＳＣ八一五八（二〇一二）に規定する種類及び形状を表す記号が「Ａ形（ＬＤＡ）」以外のもの

二　ＪＩＳＺ八七二六（一九九〇）に規定する平均演色評価数が九〇以上のもの　［新設］

三　光束を調整する機能を有するもの　［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

27　［略］